

○芦屋市自主防災会育成事業補助金交付要領

平成30年1月11日

(趣旨)

第1条 この要領は芦屋市自主防災会育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、芦屋市自主防災会育成事業補助金交付要綱（以下「要綱」という）に基づき、必要な事項を定める。

(令 4.12.15・一部改正)

(補助金の交付対象)

第2条 要綱第2条に定める「複数の自主防災会から構成される連合会」とは、連合会としての規約を持ち、災害時に組織的な体制を整えた連合会であって、かつ市長に対し連合会である旨の届出があるものをいう。

(令 4.12.15・一部改正)

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 要綱第3条に定める補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び要綱第4条に定める補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び額は、次表に掲げるものとする。なお、補助対象経費は、要綱第6条に定める補助金の交付決定後に着手した経費のみ認めるものとし、交付決定前に着手した経費は補助金交付を実施しない。

補助対象事業	補助対象経費等	
(1) 自主防災会等の防災訓練等	交付総額	当該年度予算による。
(2) 自主防災会等の地区防災計画の策定や更新に係る防災活動	交付総額	(1)の補助金の交付総額を控除した残額とする。
	交付決定	以下のことを総合的に勘案し交付決定を行う。 ア 過去に補助金の交付を受けたことがない自主防災会等を優先すること。 イ 災害時要配慮者支援の取り組みを推進することが認められること。 ウ 事業所や集合住宅と連携する防災活動が認められること。
(3) 自主防災会等の資機材を活用した防災活動 ※防災活動は、(1)の防災訓練を含む。	交付総額	(1)及び(2)の補助金の交付総額を控除した残額とする。
	交付決定	以下のことを総合的に勘案し交付決定を行う。 ア 過去に補助金の交付を受けたことがない自主防災会等を優先すること。 イ 地区防災計画策定の取組や地区防災計画に

		<p>基づく防災活動の推進が認められること。</p> <p>ウ 災害時要配慮者支援の取り組みを推進することが認められること。</p> <p>エ 事業所や集合住宅と連携する防災活動が認められること。</p>
	補助対象経費	<p>防災活動の実施がなく、資機材の整備にとどまる経費や個人資産の形成に関するものは対象外とする。</p> <p>また、防災倉庫の購入については、以下の要件を満たす場合のみ補助対象経費として認めるものとする。</p> <p>ア 防災用品のみを収納し防災減災を目的に使用すること。</p> <p>イ 所有団体名及び用途を倉庫に明記すること。</p> <p>ウ 土地所有者からの用地使用許可（市の土地に設置する場合は、市から占用許可）を得る（または土地使用の契約を行う）こと。</p> <p>エ 防災倉庫に対して過去に交付した場合、補助金の交付決定から10年経過していること。</p>

(令 2.4.1・一部改正)

(令 2.11.1・一部改正)

(令 3.11.1・一部改正)

(令 4.12.15・一部改正)

(事業所や集合住宅と連携する補助対象事業)

第4条 別表（要綱第4条関係）に記載する事業所や集合住宅（以下「事業所等」という。）は、自治会や自主防災会に加入していないものとし、防災に関する資機材や場所、人材等の活用や参画といった連携が可能なことを条件とする。また、集合住宅は市内に所在し管理組合があるものとし、事業所は市内に活動拠点等を有する店舗、工場、事務所、営業所、その他の団体（学校法人、NPO法人等）のいずれかであるものとする。なお、事業所等と連携する補助対象事業は、次表に掲げるものとする。

補助対象事業	事業所等との連携内容
(1) 自主防災会等の防災訓練等	自主防災会等が主催する防災訓練又はワークショップ（以下「防災訓練等」という。）への事業所等の参画が認められること。

(2) 自主防災会等の地区防災計画の策定や更新に係る防災活動	自主防災会等が策定する地区防災計画に、事業所等との連携内容が明記されており、かつ自主防災会等が策定する地区防災計画に基づく防災訓練等への事業所等の参画が認められること。
(3) 自主防災会等の資機材を活用した防災活動	自主防災会等が整備する資機材について、事業所等と共用でき、かつ自主防災会等が主催する防災訓練等への事業所等の参画が認められること。

2 自主防災会等の連携先が同一事業所等かつ同区分の補助対象事業での申請は1回かぎりとする。ただし、連携する事業所等が異なる場合や別区分の補助対象事業はこの限りではない。

(令 2.11.1・一部改正)

(令 4.12.15・一部改正)

(交付申請書等の添付資料及び申請等に係る期日)

第5条 要綱第4条、第6条及び第7条に規定する交付申請書等の添付資料及び申請等に係る期日については、次のとおりとする。

(1) 自主防災会等の防災訓練等

ア 申請書の添付資料

必要に応じて見積書の写し(またはそれに準ずるもの)。また、事業所等と連携する補助対象事業の場合、防災訓練等のちらし等で、事業所等が防災訓練等で参画する内容が明らかとなる書類

イ 実績報告書の添付資料

明細付き領収書の写し(またはそれに準ずるもの)及び防災訓練等のちらしまたは写真。また、事業所等と連携する補助対象事業の場合、防災訓練等のちらし等で、事業所等が防災訓練等で参画した内容が明らかとなる書類

ウ 実績報告の期日

防災訓練等実施後、30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日

エ 変更申請書の添付資料

見積書の写し等の変更内容が明らかとなる書類

オ 変更申請の期日

補助対象事業実施の10日前

※ 交付決定額が増額する場合などは変更申請を要する。

カ 中止届の期日

補助対象事業実施の10日前

(令 2.4.1・一部改正)

(令 3.11.1・一部改正)

(令 4.12.15・一部改正)

(2) 自主防災会等の地区防災計画の策定や更新に係る防災活動

ア 申請書の添付資料

地区防災計画策定の取組スケジュールが分かる資料及び必要に応じて見積書の写し(またはそれに準ずるもの)、交付決定優先事項が分かる資料。また、事業

所等と連携する補助対象事業の場合、策定する地区防災計画に基づく防災訓練等において事業所等が参画する内容が明らかとなる書類

イ 実績報告書の添付資料

地区防災計画書、地区防災計画の策定または更新により市から承認の結果を受けた通知の写し、明細付き領収書の写し（またはそれに準ずるもの）及び防災訓練等のちらしまたは写真。また、事業所等と連携する補助対象事業の場合、策定する地区防災計画に基づく防災訓練等において、事業所等が参画した内容が明らかとなる書類

ウ 実績報告の期日

防災活動実施後、30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日

エ 変更申請書の添付資料

(1) 同様

オ 変更申請の期日

(1) 同様

※ 交付決定額が増額する場合は変更申請を要する。

カ 中止届の期日

(1) 同様

(令 3.11.1・一部改正)

(令 4.12.15・一部改正)

(3) 自主防災会等の資機材を活用した防災活動

ア 申請書の添付資料

見積書の写し（またはそれに準ずるもの）及び必要に応じて交付決定優先事項が分かる資料。また、事業所等と連携する補助対象事業の場合、防災訓練等のちらし等で、事業所等が防災訓練等で参画する内容が明らかとなる書類

イ 実績報告書の添付資料

明細付き領収書の写し（またはそれに準ずるもの）及び購入した資機材とその保管場所が分かる写真。さらに倉庫の購入は、倉庫内に保管する資機材一覧表（予定を含む）。また、事業所等と連携する補助対象事業の場合、自主防災会等が整備する資機材について、事業所等と共用していることが明らかとなる書類及び防災訓練等のちらし等で、事業所等が防災訓練等で参画した内容が明らかとなる書類

ウ 実績報告の期日

防災活動実施後、30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日

エ 変更申請書の添付資料

(1) 同様

オ 変更申請の期日

(1) 同様

※ 交付決定額が増額する場合や購入する資機材の内容に変更がある場合は、変更申請を要する。

カ 中止届の期日

(1) 同様

(令 2.11.1・一部改正)

(令 3.11.1・一部改正)

(令 4.12.15・一部改正)

附 則

この要領は、平成 30 年 1 月 11 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 12 月 15 日から施行する。